

1 長崎県の沿岸漁業の歴史的背景

九州西海岸の漁業は、三世紀頃の「魏志」の倭人伝の中にある、魚貝類を潜ってとる「すなどり」より、八世紀頃にかかれた「肥前風土記」のなかでも、アワビ・サザエ・タイ・ミルなど、いづれも潜水による漁獲物が多くみられる。これは海が比較的浅く、海底が岩礁になっているところが多かった事によるものと思われ、潜水を業とする海人の定住が各地にみられるが、浦々を漁場とする小規模な漁業のため、企業性は乏しく、九州周辺の漁業が企業として成立してくるようになるには、上方地方の漁民の進出に待つことが大きかった。

長崎県への上方漁民の進出は、豊臣秀吉の朝鮮出兵（1592年～1598年）の折、和泉佐野の漁民が兵糧方を引き受けて対馬北部に進出し、魚貝類を供給した功により対馬の地びき網の漁業権を得たと言われ、その後、寛文年間（1661年～1673年）に対馬藩が他国の漁師を締め出した後も、佐野網だけは毎年対馬に出漁していた。また、佐野の釣船は、対馬進出よりも約160年前の永正年間（1504年～1521年）に、玉の浦納の反乱の折、五島盛定を助けて平戸へ脱出させたことから、五島地域へは対馬進出以前に出漁していたものとみられる。佐野船だけでなく、和泉貝塚からものはえ縄船が、淡路あたりからもブリはえ縄船が対馬へ出漁していた。

当時、大阪湾沿岸で行われていた漁法は、地びき網、はえ縄のほか八田網がある。八田網は風呂敷状の大きな網で、夜間これを海中に張り、灯船が火をたいて魚群を誘導しながら網の上までくると火を消し、同時に網の四隅に待機していた網船が急いで網をひきあげ、イワシなどを漁獲するもので、現在の敷網に類しており、その後この網に両袖網をつけて縫切網に進展していった。

紀伊、熊野地方からの進出も早く、応永年間（1394年～1428年）には五島小値賀にアワビをとるために定住したといわれる。

寛永3年（1626年）には、「紀州湯浅の人五島に來り突鯨の業を起す」とあり、紀州人の進出も目ざましかった。鯨を銚で突きとる漁法は、元龜年間（1570年～1573年）に三河湾ではじまったといわれるが、三河、伊勢、志摩あたりで計画的にとられるようになり、九州にも伝わったものとみられ、その殆どは紀州人の指導によるものと言われている。しかし、長崎県の捕鯨業は、網取法の開発と共に、藩の力を背景にした地元の資本家である大村の深沢儀太夫、五島有川の江口甚右衛門、五島宇久の山田茂兵衛、壱岐の山田伝右衛門、生月の益富又左衛門達によって、寛文年間（1661年～1673年）以降に操業された。鯨の通過するところに設ける鯨納屋は、対馬の廻、壱岐の勝本、肥前生月、五島の宇久、小値賀、有川など、県下各地に点在し、一つの納屋に200～500人、漁期中は少なくとも1万人にのぼる労働者が、船大工、桶屋、鍛冶屋などの職人として、広島、岡山、香川、山口などの瀬戸内海地方から出稼にきており、活況を呈したが、幕末（1867年）になり鯨資源の減少に伴って衰退した。

捕鯨業の経営者は地元の人が多かったが、これ以外の漁業で財をなした者は他国人が多く、五島小値賀の小西家は紀州、魚目似首の湯川家は和泉佐野、青方の道津家は紀伊、日之島の入江家は讃岐、岐宿の西村家は越前から来た。これらの家は問屋を経営するか大型の網の経営を行っており、西村家は敷網を、道津家は八田網を経営し、藩の勢力と結びつき、藩への献金によって漁場の特権を得て財を築いたと思われる。五島以外でも、他国人の入漁を容易に許したところでは他国人が成功しているが、この背景として、他国人は家長的な長子相続制をもち、本家の力が強大で、分家はこれに従う同族結合が強いため、多数の組織的な労働力を必要とする敷網、八田網、イワシ地びき網の経営には有利であったものと考えられる。

このような上方漁民の進出は、単に魚をとるだけの目的だけではなく、漁業のほかに商業を兼ね、海外進出の足場としてこれらの島々を利用したものと考えられるが、鎖国（1635年）により海外進出が不可能になった後は、海産物を上方に出すことによって利益をあげるため、大量輸送、航海安全、高価な海産物、能率的な漁法の開発などを促した。

敷網は寛永3年（1626年）山口県豊玉郡湯玉浦の新屋長兵衛が、五島玉の浦に長門式敷網を敷設したのが長崎県での始まりとされており、その後五島各地、平戸方面に伝わった。しかし、長門式は網の規模が小さく雑魚をとるのが目的であったため、ブリ、マグロなどの大型魚の回遊が多い五島では不向きだったことから、改良を加えて五島敷とまで全国的に呼ばれるような網に発達し、逆に長門、壱岐、対馬方面まで広がった。対馬の敷網には地元資本はなく、業者の大半は長門からきている。

その他、零細漁民の進出も多数みられ、紀伊、瀬戸内からはえ縄や一本釣漁民が五島近海に出漁した。対馬藩は文化13年（1816年）広島府の漁民の入漁を許し、その後山口、岡山、徳島、愛媛の入漁も許しており、タイ、イカ、ブリの漁獲は飛躍的に伸びたが、釣漁師の生活は問屋に支配されていて、いたって貧しかった。

以上のように、長崎県の沿岸漁業は、大阪湾周辺及び瀬戸内海地方の漁民達らの努力によって開発され、今日に至ったものと考えられる。